

## デマンドタクシーかさま 割引適用について

デマンドタクシーかさまの乗車料金において、【障害者手帳をお持ちの方】または【介助者】は乗車料金の割引適用の対象になります。

それぞれ割引の適用には、注意事項がございますので、ご一読いただき、申請をお願いいたします。

### **【障害者手帳をお持ちの方】**

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を保持している方が対象になります。お手持ちの手帳の有効期間内のみ適用となります。更新した際は、新有効期間が分かる手帳の写しを提出してください。

#### 《申請方法》

※WEBの場合：「割引適用の申請をする」を選択した後、「割引適用の申請はこちら」から、手帳の写しを添付してください。

※窓口の場合：申請の際に、障害者手帳のコピーを提出してください。

### **【介助者】**

「乗降に介助が必要である」と申請される方は恒久的に原則1人で乗降ができない方が対象です。該当する場合には、介助者が必須になり、その介助者が割引対象となります。

一時的な怪我や病気の方は対象となりません。

また、介助を必要とする方と同じ区間でご利用する場合のみ適用となります。

別の場所で乗車又は降車する場合は割引適用となりません。

#### 《申請方法》

※WEBの場合：「割引適用の申請をする」を選択した後、「割引適用の申請はこちら」から、申請してください。

※窓口の場合：申請書の「乗降に介助が必要である」を選択してください。

### ○申請について

申請から登録まで2～3営業日を要します。事前に申請いただいた方は割引料金での乗車が可能になります。申請いただいた情報は「デマンドタクシーかさま」の運行に必要な範囲で利用し、市が責任を持って厳格に管理します。

※お急ぎの方は、企画政策課あてご連絡ください。（電話番号：0296-77-1101）